

伊丹市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市印鑑条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

印鑑登録票の調製方法を追加するほか，所要の規定整備を行うため。

伊丹市印鑑条例の一部を改正する条例（令和４年伊丹市
条例第 号）

伊丹市印鑑条例（昭和４７年伊丹市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第６条中第３項を第４項とし，同条第２項中「前項」を「第１項」に改め，同項を同条第３項とし，同条第１項の次に次の１項を加える。

２ 前項の印鑑登録票は，磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製することができる。

第９条第１項及び第１３条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

付 則

この条例は，令和４年４月１日から施行する。